

東京都公報

発行 東京都

目録

令和四年一月分
定刊第一七四九〇号から同第一七五〇七号まで
増刊第一号から同第三号まで

規則

公布番号	件名	月日	増刊号
一	東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則………(生活文化局計量検定所管理指導課)	一三	1
二	東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則………(福祉保健局医療政策部医療人材課)	一三	3
三	生活保護法施行細則の一部を改正する規則………(福祉保健局生活福祉部保護課)	一三	5
四	都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則………(政策企画局総務部管理課)	一三	3 1

訓令

告示

公布番号	件名	月日	増刊号
一	東京都職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正………(総務局人事課)	一三	10
一	都市計画事業の事業計画の変更認可………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)	一七	1
二	建築基準法による意見の聴取………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)	一二	1
三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一二	1
四	市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可………(都市整備局市街地整備部再開発課)	一三	1
五	建築基準法による意見の聴取………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)	一三	1
六	東京都環境影響評価条例による見解書………(環境局総務部環境政策課)	一三	1
七	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一三	1
八	国民健康保険組合規約の一部変更認可(二件)………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)	一三	2
九	都道の区域変更(二件)………(建設局道路管理部路政課)	一三	3
一〇	都道の供用開始………(同)	一三	5

公布番号	件名	月日	増刊号
一	道路法による道路の占用を制限する区域の指定………(建設局道路管理部監察指導課)	一三	7
二	不健全図書類の指定………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)	一四	1
三	令和三年東京都告示第二十三号(境界変更に伴う東京都及び町田市人口の一部改正)………(総務局行政部市町村課)	一四	1
四	市街地再開発組合の設立認可………(都市整備局市街地整備部再開発課)	一四	1
五	宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)	一四	2
六	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一四	2
七	令和四年度管理栄養師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定………(福祉保健局健康安全課)	一四	4
八	保安林の指定解除………(産業労働局農林水産部森林課)	一四	5
九	保安林の指定解除………(同)	一四	5
一〇	都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)	一四	5
一一	都立公園の位置、区域及び面積の変更………(建設局公園緑地部公園課)	一四	7
一二	宅地建物取引業法による行政処分………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)	一七	1
一三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一七	1

三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)	一七	2
三	指定居室サービス事業者の廃止……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)	一七	3
三	指定介護予防サービス事業者の廃止……………(同)	一七	6
三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一八	1
三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)	一八	2
三	令和三年度種苗生産事業者講習会の開催……………(産業労働局農林水産部森林課)	一八	3
三	保安林の指定予定(三件)……………(同)	一八	4
三	保安林の指定……………(同)	一八	5
三	市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局多摩市整備局市街地整備部再開発課)	一九	1
三	建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)	一九	1
三	東京都地域冷暖房区域の変更(二件)……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)	一九	1
三	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)	一九	4
三	知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部薬務課)	一九	5
四	河川区域の変更による廃川敷地等……………(建設局河川部指導調整課)	一九	5
四	建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)	二〇	1
四	建設業法第二十九条の二による告示……………(都市整備局市街地建築部建設業課)	二〇	1
四	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)	二〇	1
四	指定障害福祉サービス事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)	二〇	2
四	指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同)	二〇	4
四	都市計画事業の変更……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課)	二三	1
四	都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)	二三	2
四	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)	二三	2
四	鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)	二三	3
四	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)	二三	3
四	都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)	二三	6
四	都道の供用開始……………(同)	二三	8
五	道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)	二四	8
五	都市計画の変更(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課)	二四	1
五	東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)	二四	2
五	電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)	二四	6
五	建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)	二五	1
五	建築基準法による道路の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)	二六	1
五	電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)	二六	1
五	都立公園の公募設置等計画の認定……………(二件)……………(建設局公園緑地部公園課)	二六	3
五	土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)	二七	1
五	生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)	二七	2
五	生活保護法による指定介護機関の変更……………(同)	二七	3
五	生活保護法による指定介護機関の廃止……………(同)	二七	8

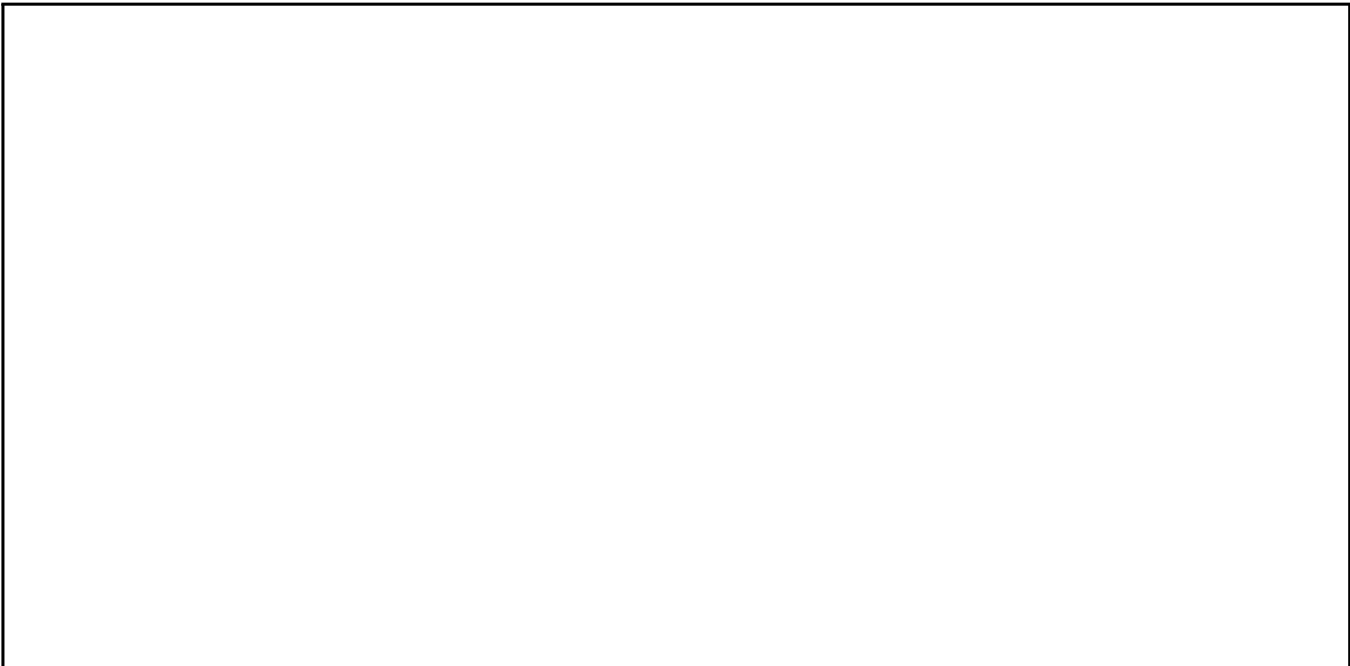
夫	生活保護法による指定介護機関の 休止……………(同)	一七	10	五	都営住宅の使用料の変更…………… ……………(住宅政策 本部都営住宅経営部経営企画課)	一三	11	公布 番号	件名	月日	増刊 号
夫	生活保護法による指定介護機関の 再開……………(同)	一七	11	六	都営住宅の名称、位置、使用料等 ……………(同)	一三	14	一	東京都における選挙権を有する者 の総数の五十分の一の数……………	一四	8
〇	都市計画事業の認可(三件)…………… ……………(都市整備 局都市づくり政策部緑地景观課)	一六	1	七	都営改良住宅の使用料の変更…………… ……………(同)	一三	15	二	東京都における選挙権を有する者 の総数のうちの八十万を超える数 に八分の一を乗じて得た数と四十 万に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数と を合算して得た数……………	一四	8
三	都市計画事業の事業計画の変更認 可(二件)……………(同)	一六	1	八	都営住宅の駐車場の区画数変更…………… ……………(同)	一三	16	三	東京都議会議員の各選挙区におけ る選挙権を有する者の総数の三分 の一の数(その総数が四十万を超 え八十万以下の場合にあってはそ の四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た 数、その総数が八十万を超える場 合にあってはその八十万を超える 数に八分の一を乗じて得た数と四 十万に六分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じて得た数 とを合算して得た数)……………	一四	8
五	建築士法による二級建築士免許の 取消し……………(都市 整備局市街地建築部建築企画課)	一六	2	九	土壌汚染対策法の規定に基づく汚 染されている区域の指定解除…………… ……………(環 境局環境改善部化学物質対策課)	一三	16	三	東京都議会議員の各選挙区におけ る選挙権を有する者の総数の三分 の一の数(その総数が四十万を超 え八十万以下の場合にあってはそ の四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た 数、その総数が八十万を超える場 合にあってはその八十万を超える 数に八分の一を乗じて得た数と四 十万に六分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じて得た数 とを合算して得た数)……………	一四	8
六	鳥獣捕獲等事業の変更認定…………… ……………(環境局自然環境部計画課)	一六	2	〇	森林法第百八十九条の揭示…………… ……………(産 業労働局農林水産部森林課)	一三	17	三	東京都議会議員の各選挙区におけ る選挙権を有する者の総数の三分 の一の数(その総数が四十万を超 え八十万以下の場合にあってはそ の四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た 数、その総数が八十万を超える場 合にあってはその八十万を超える 数に八分の一を乗じて得た数と四 十万に六分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じて得た数 とを合算して得た数)……………	一四	8
七	鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間 の更新……………(同)	一六	2	一	都道の供用開始…………… ……………(建設局道路管理部路政課)	一三	18	三	東京都議会議員の各選挙区におけ る選挙権を有する者の総数の三分 の一の数(その総数が四十万を超 え八十万以下の場合にあってはそ の四十万を超える数に六分の一を 乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た 数、その総数が八十万を超える場 合にあってはその八十万を超える 数に八分の一を乗じて得た数と四 十万に六分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じて得た数 とを合算して得た数)……………	一四	8
八	知事指定薬物の指定の失効…………… ……………(福祉保健局健康安全部薬務課)	一六	3	二	道路法による道路の占用を制限す る区域の指定…………… ……………(建設局道路管理部監察指導課)	一三	20	四	個人、政党及び政党等演説会場の 指定……………	一四	8
九	生活保護法による指定医療機関等 の辞退…………… ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)	一六	1	三	電線共同溝の整備等に関する特別 措置法による道路の指定……………(同)	一三	20	四	令和三年東京都選挙管理委員会告 示第百三十五号(政治団体の収支 報告書の要旨)の一部訂正……………	一三	8
〇	生活保護法による指定医療機関等 の変更、廃止、休止及び再開…………… ……………(同)	一六	3	四	東京都船舶の係留保管の適正化に 関する条例による適正化区域及び 重点適正化区域の指定…………… ……………(建設局河川部指導調整課)	一三	22	五	令和三年東京都選挙管理委員会告 示第百七十一号(政治団体の収支 報告書の要旨)の一部訂正……………	一三	8
一	生活保護法による指定医療機関の 指定取消し……………(同)	一六	19	五	河川区域内の土地に捨て、又は放 置してはならないものの指定…………… ……………(同)	一三	23	六	令和三年東京都選挙管理委員会告 示第百七十一号(政治団体の収支 報告書の要旨)の一部訂正……………	一三	8
二	生活保護法による医療機関等の指 定……………(同)	一六	2	六	港湾施設の供用再開…………… ……………(港湾局港湾経営部経営課)	一三	23	六	不在者投票管理者を置く施設の指 定……………	一三	9
三	都市計画の変更……………(都 市整備局都市基盤部街路計画課)	一三	10	七	不在者投票管理者を置く施設の指 定……………	一三	23	七	不在者投票管理者を置く施設の指 定……………	一三	9
四	建築基準法による道路位置の指定 ……………(都市整備局多摩 建築指導事務所開発指導第一課)	一三	10	八	不在者投票管理者を置く施設の指 定取消し……………	一三	23	八	不在者投票管理者を置く施設の指 定取消し……………	一三	10

告 示 (選)

告 示 (公)

公布番号	件名	月日	増刊
六	教習指導員審査の実施	一四	9
三	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し	一六	4
告 示 (警)			
二	平成六年警視庁告示第百十五号 (交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示)の一部改正	一五	1
告 示 (海区漁調)			
一	東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限	一六	5
二	東京海区におけるはご釣りの漁業の制限	一六	6
公 告			
〇	都市計画の案に関する公聴会の開催中止	一五	1
〇	開発行為に関する工事完了 (都市整備局)	一五	1
〇	多摩建築指導事務所開発指導第二課		
〇	開発行為に関する工事完了 (都市整備局)	一六	1
〇	多摩建築指導事務所開発指導第一課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)	一六	1
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	開発行為に関する工事完了 (二件)	一七	1
〇	多摩建築指導事務所開発指導第二課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要	一七	1
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要	一七	2
〇	放置車両確認事務の委託 (三十四件)	一七	3
〇	警視庁		
〇	東京都指定排水設備工事事業者の変更届出 (下水道局)	一七	11
〇	東京都指定排水設備工事事業者の指定	一七	12
〇	軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (主税局課税部課税指導課)	一七	2
〇	開発行為に関する工事完了 (都市整備局)	一七	2
〇	多摩建築指導事務所開発指導第一課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)	一七	3
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出 (生活文化局都民生活部管理法人課)	一七	9
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)	一七	9
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	開発行為に関する工事完了 (二件)	一七	7
〇	多摩建築指導事務所開発指導第一課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	一七	1
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	市街地再開発組合の理事長の変更 (都市整備局市街地整備部再開発課)	一七	10
〇	開発行為に関する工事完了 (三件)	一七	10
〇	多摩建築指導事務所開発指導第二課		
〇	開発行為に関する工事完了 (二件)	一七	7
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	一七	7
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	特定非営利活動法人の認定 (生活文化局都民生活部管理法人課)	一七	5
〇	特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新	一七	5
〇	東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催 (環境局総務部環境政策課)	一七	5
〇	土地区画整理組合の理事の就任 (都市整備局市街地整備部区画整理課)	一七	7
〇	市街地再開発組合の理事長の就任 (都市整備局市街地整備部再開発課)	一七	7
〇	開発行為に関する工事完了 (四件)	一七	7
〇	多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	一七	7
〇	産業労働局商工部地域産業振興課		
〇	都市計画事業の施行 (二件)	一七	8
〇	建設局道路建設部管理課		
〇	特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 (生活文化局都民生活部管理法人課)	一七	6

○認定特定非営利活動法人の認定の失効 ………(同)	一 一〇	6	○令和三年度行政書士試験の合格者……… ………(総務局行政部振興企画課)	一 一六	1	<p style="text-align: center;">正 誤</p> <p>件 名 月 日 増刊 頁</p> <p>○令和三年十二月二十七日付雑報…………… 一 一七 8</p> <p>○平成二十四年三月十六日付東京都告示 第四百七十二号…………… 一 一三 30</p>
○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第一課)	一 一〇	6	○国土調査の成果の認証(三件)…………… ………(都市整備 局都市づくり政策部土地利用計画課)	一 一七	12	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の 届出…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一〇	6	○施設建築物の建築工事の完了…………… ………(都市整備局 市街地整備部再開発課)	一 一七	12	
○都市計画事業の施行…………… ………(建設局道路建設部管理課)	一 一〇	7	○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第二課)	一 一七	12	
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の 概要…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一三	10	○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第一課)	一 一六	4	
○東京都指定給水装置工事事業者の指定 ……………(水道局)	一 一三	10	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の 概要…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一六	4	
○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第二課)	一 一四	8	○東京都指定給水装置工事事業者の事業 廃止……………(水道局)	一 一六	5	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の 届出…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一四	8	○東京都指定給水装置工事事業者の事業 休止……………(同)	一 一六	6	
○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第二課)	一 一五	1	○国土調査の成果の認証……………(都市整備 局都市づくり政策部土地利用計画課)	一 一三	23	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の 届出…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一五	1	○開発行為に関する工事完了(三件)…………… ………(都市整備局多摩建築指導事務 所開発指導第一課・開発指導第二課)	一 一三	23	
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の 概要……………(同)	一 一五	2	○令和三年度防火管理講習及び防災管理 講習の実施……………(東京消防庁)	一 一三	24	
○開発行為に関する工事完了…………… ………(都市整備局 多摩建築指導事務所開発指導第一課)	一 一六	6	○令和三年度危険物取扱者保安講習の実 施……………(同)	一 一三	24	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の 届出…………… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)	一 一六	6	○令和四年度危険物取扱者保安講習及び 消防設備士講習の実施……………(同)	一 一三	25	
○令和四年度防火管理講習及び防災管理 講習の実施……………(同)	一 一三	26	○令和四年度自衛消防技術試験の実施…………… ………(同)	一 一三	26	
○令和四年度防火管理講習及び防災管理 講習の実施……………(同)	一 一三	26	○令和四年度防火管理講習及び防災管理 講習の実施……………(同)	一 一三	26	



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001